

釧路市自殺対策計画

～ 誰も自殺に追い込まれることのない

釧路市の実現を目指して ～

2019年度～2023年度



2019年3月

釧路市

はじめに

我が国の自殺対策は、2006年に自殺対策基本法が制定されて以降、大きく前進しました。それまで「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになり、国を挙げて自殺対策を推進した結果、わが国の自殺者数は年々減少傾向にあります。

しかし、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺による死亡率）は主要先進7カ国の中で最も高く、自殺者数の累計は毎年2万人を超えるなど、非常事態はまだまだ続いております。

そうした中、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して自殺対策を更に総合的かつ効果的に推進するため、施行から10年目の節目に当たる2016年に、自殺対策基本法が改正されました。自殺対策が「生きることの包括的な支援」において実施されるべきこと等を基本理念として明記するとともに、ナショナルミニマムとして、誰もが「生きることの包括的な支援」を自殺対策に関する必要な支援が受けられるよう、全ての都道府県及び市町村が「都道府県自殺対策計画」又は「市町村自殺対策計画」を策定することとされました。

釧路市においても、自殺対策の牽引役となる「釧路市自殺対策計画」を策定し、全庁的な連携のもと、切れ目なく確実な取り組みを行うとともに、地域で展開されている様々な活動と連動し、人と人とのつながりを大切に互いに助けたり、助けられたりする関係を築きながら、生きることの包括的支援としての自殺対策を、市民の皆様と協力して育んでいくことで、より多くの市民の皆様に生きていることの幸せを感じていただける釧路市の創造を目指してまいります。

このたびの計画策定に当たり、市民会議の参加を始め、関係されました多くの皆様に対し、改めて心より感謝と御礼を申し上げます。

2019年3月

釧路市長 蝦名 大也

目 次

はじめに

第1章 計画策定の趣旨等

1. 計画策定の背景	1
2. 計画策定の趣旨	2
3. 計画の位置づけ	3
4. 計画の期間	4
5. 計画の数値目標	5

第2章 釧路市における自殺の特徴

1. 全国・全道との比較、年次推移	6
2. 自損行為による救急出動件数等	7
3. 対策が優先されるべき対象群（地域自殺実態プロファイルより）	9

第3章 いのち支える自殺対策の取組

1. 基本方針	10
2. 施策の体系	11
3. 5つの基本施策	13
(1) 基本施策1：地域におけるネットワークの強化	13
(2) 基本施策2：自殺対策を支える人材の育成	14
(3) 基本施策3：市民への啓発と周知	15
(4) 基本施策4：生きることの促進要因への支援	17
(5) 基本施策5：児童生徒のSOSの出し方に関する教育（及び子ども・若者対策）	20
4. 3つの重点施策	22
(1) 重点施策1：高齢者対策	22
(2) 重点施策2：生活困窮者対策（及び無職者・失業者対策）	26
(3) 重点施策3：勤務・経営対策	28
5. その他の関連施策	29
6. いろいろな悩みの相談先	30

第4章 自殺対策の推進体制

1. 市内の自殺対策の推進体制	31
(1) 釧路市自殺対策推進本部会議	31
(2) 釧路市自殺対策推進検討会議	31
2. 関係機関・団体との連携	34
(1) 釧路地域うつ・自殺予防対策ネットワーク会議	34

<参考>

1. 自殺対策基本法	35
2. 自殺総合対策大綱（概要）	39
3. 策定経過	40
4. 自殺対策計画市民会議参集団体	41

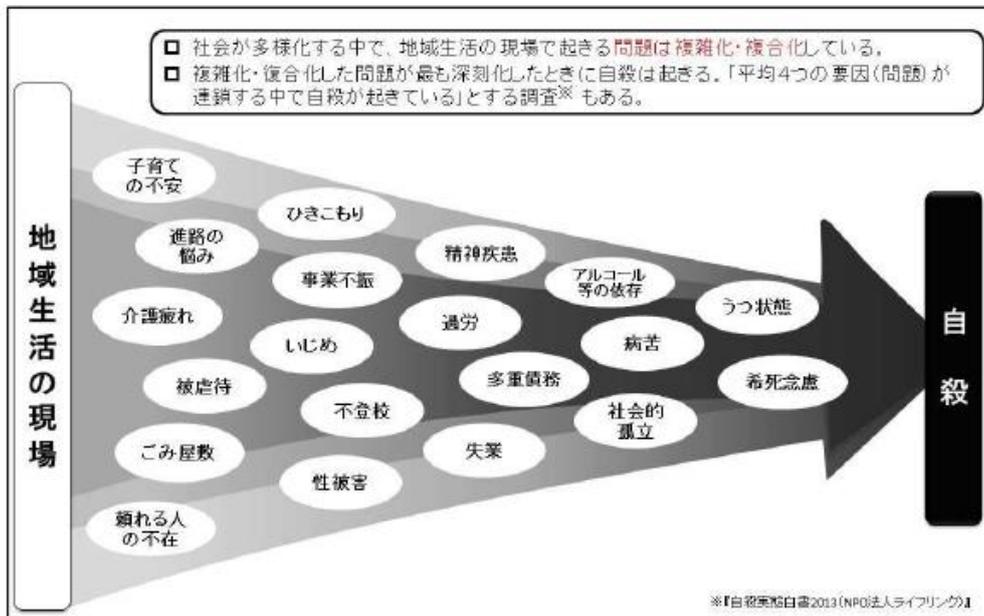
第1章 計画策定の趣旨等

1. 計画策定の背景

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等の様々な社会的要因があることが知られています。自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で追い詰められ自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥り、社会との繋がりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感から、また、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と見ることができます。

我が国の自殺者数は、1998年以降年間3万人を超え、その後も高い水準で推移していました。このような中、2006年10月に自殺対策基本法（平成18年法律第85号）が施行され、それまで「個人的な問題」とされてきた自殺が「社会的な問題」と捉えられるようになり、社会全体で自殺対策が進められるようになりました。施行から10年目の2016年3月には、自殺対策を更に強化するため自殺対策基本法が改正され、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、すべての都道府県及び市町村が「地域自殺対策計画」を策定することになりました。

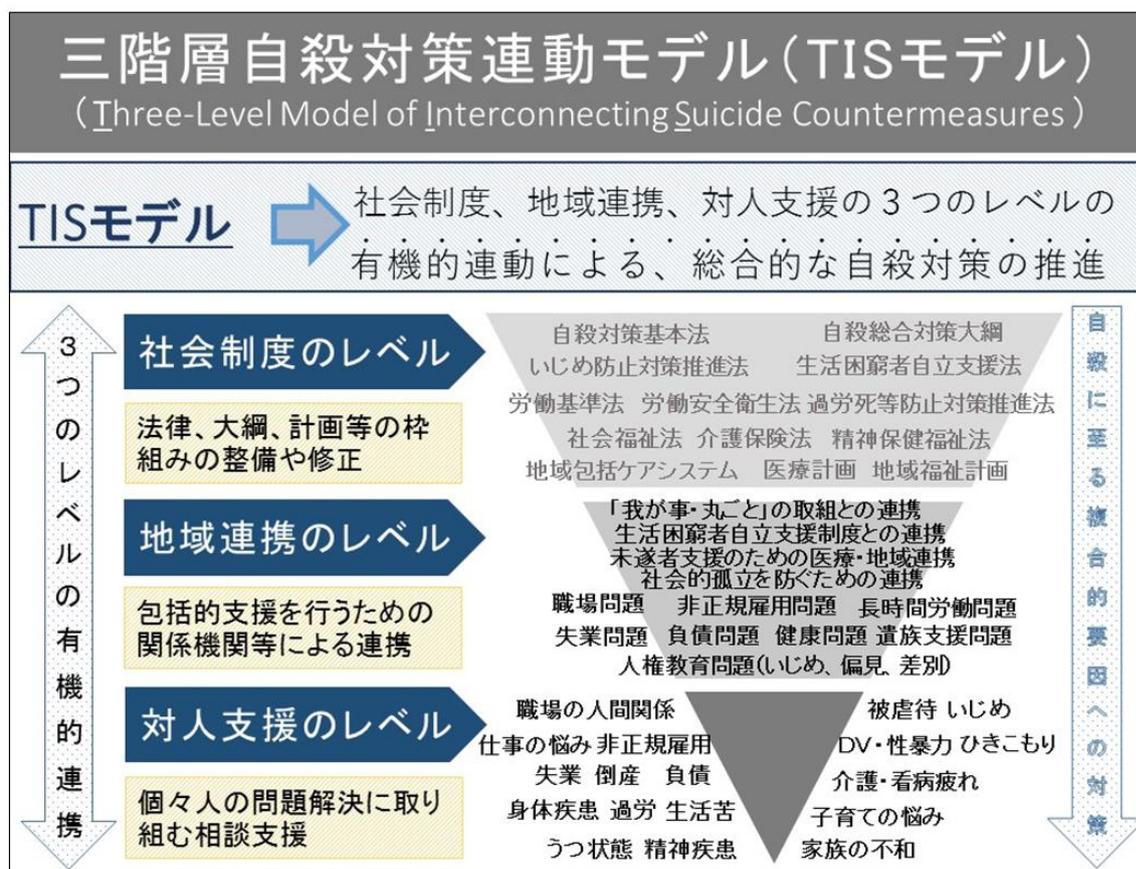
図1：自殺の危機要因イメージ図（厚生労働省資料）



2. 計画策定の趣旨

本計画は、釧路市において、自殺対策の基本方針、すなわち「生きることの包括的な支援として推進」、「関連施策との有機的な連携による総合的な対策の推進」、「対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動」、「実践と啓発を両輪として推進」、「関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進」を踏まえて、自殺対策を全庁的な取組として推進していくための計画となります。

図2：三階層自殺対策連動モデル（自殺総合対策推進センター資料）

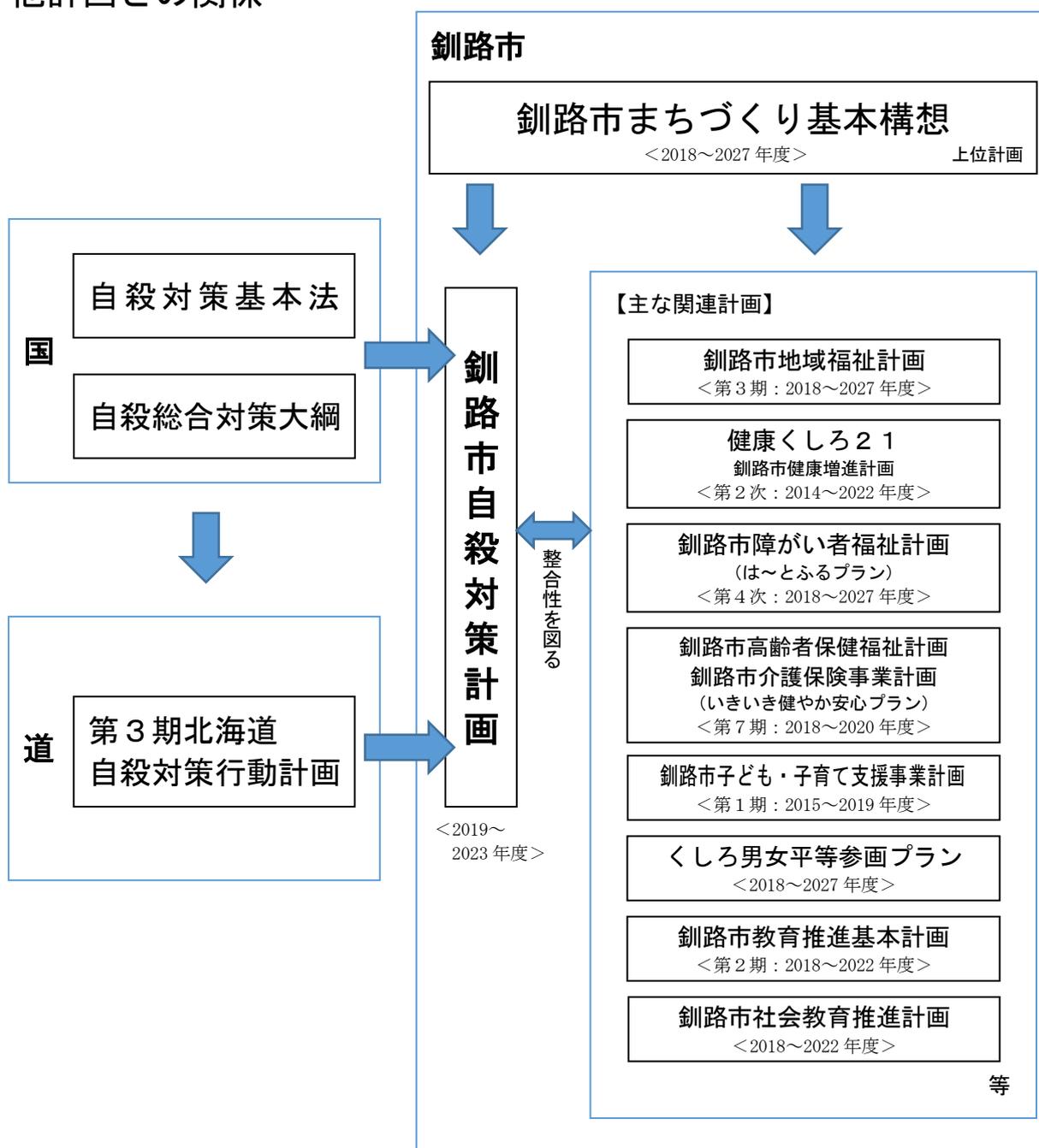


3. 計画の位置づけ

本計画は、2016年に改正された自殺対策基本法に基づき、国の定める自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえて、同法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。

市の行政運営を総合的かつ計画的に進めるための「釧路市まちづくり基本構想」を上位計画とし、本市関連計画との整合性を図ります。

他計画との関係



4. 計画の期間

国の自殺対策の指針である自殺総合対策大綱は、2007年6月に初めて策定された後、2008年10月の一部改正、2012年8月の全体的な見直しを経て、2016年の自殺対策基本法改正の趣旨や我が国の自殺の実態を踏まえた見直しが行われました。それにより、2017年7月には自殺総合対策の基本理念や基本方針等を整理し、当面の重点施策に「地域レベルの実践的な取組への支援を強化する」「子ども・若者の自殺対策を更に推進する」等を新規追加した、新たな自殺総合対策大綱（「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」）が閣議決定されました。このようにこれまで自殺総合対策大綱は、おおむね5年に一度を目安に改訂が行われています。

本市の計画も、こうした国の動きや自殺実態、社会状況等の変化を踏まえる形で、おおむね5年に一度を目安として、内容の見直しを行うこととしています。

	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
釧路市自殺対策計画		策定					● 見直し
自殺総合対策大綱	● 見直し					● 見直し	

5. 計画の数値目標

自殺対策基本法において示されているように、自殺対策を通じて最終的に目指すべきは、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現です。そうした社会の実現に向けては、対策を進める上での具体的な数値目標等を定めるとともに、それらの取組がどのような効果を挙げているのかといった、取組の成果と合わせて検証を行っていく必要があります。

国は、2017年7月に閣議決定した「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」において、2026年までに、人口10万人当たりの自殺者数（以下「自殺死亡率」という。）を2015年と比べて30%以上減少させることを、政府の進める自殺対策の目標として定めています。

そうした国の方針を踏まえつつ、本市の計画における当面の目指すべき目標値として、2015年の自殺死亡率15.8（人数は28人）を、10年後の2025年を目途とし、おおむね30%程度、すなわち自殺死亡率を11.1（人数は約16人）以下へ減少させることを目指します。

【数値目標】

	2005年	2015年	10年後	2025年
自殺死亡率 [人口10万対] <small>釧路根室地域保健情報年報</small>	29.6	15.8	-30%	11.1
自殺者数 <small>釧路根室地域保健情報年報</small>	55人	28人		16人以下
人口	185,878人 <small>平成17年9月末現在 住民基本台帳人口</small>	176,719人 <small>平成27年9月末現在 住民基本台帳人口</small>		146,657人 <small>北海道総合調査会HIT試算</small>

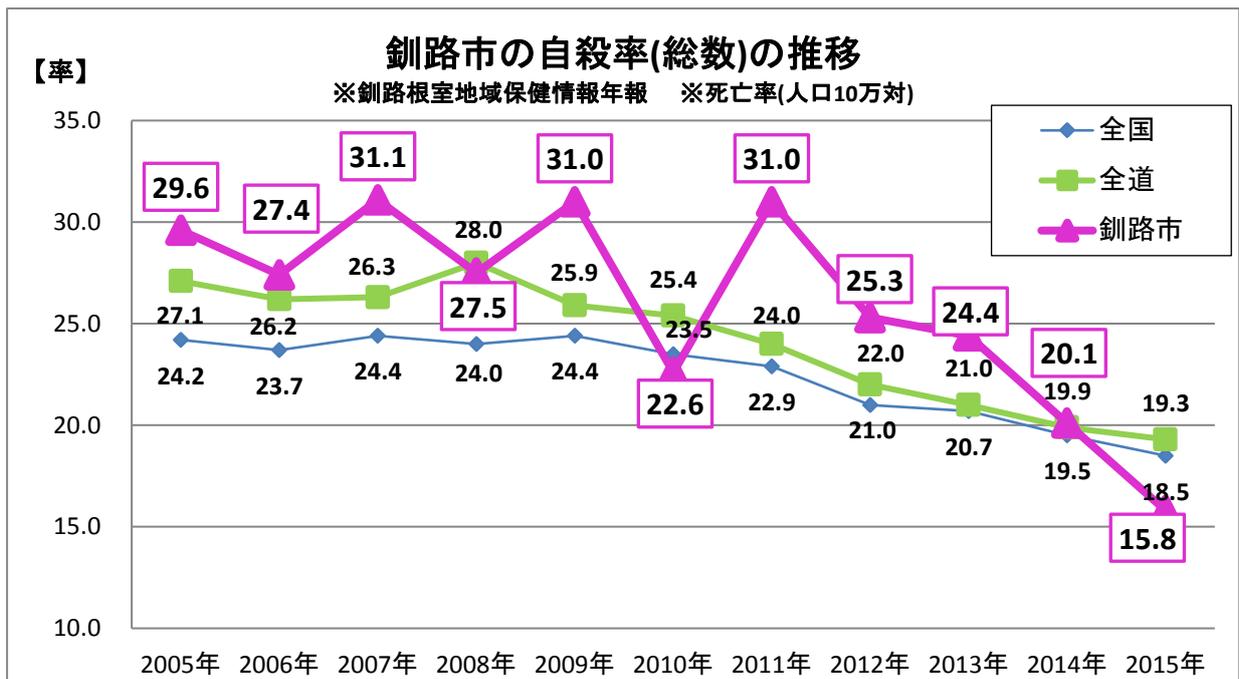
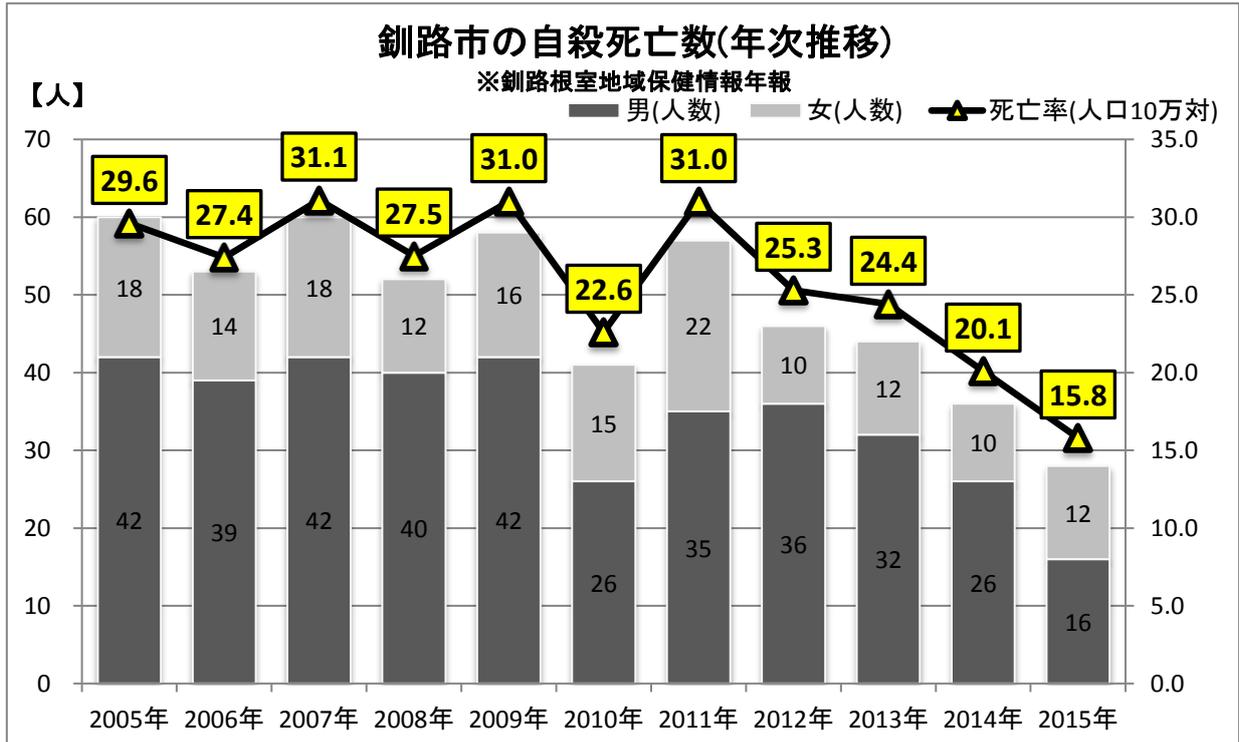
第2章 釧路市における自殺の特徴

1. 全国・全道との比較、年次推移

釧路市の自殺者数は、2007年をピークに減少傾向にあります。

2015年までの10年間で、自殺死亡率は29.6から15.8となり約46%減少しています。

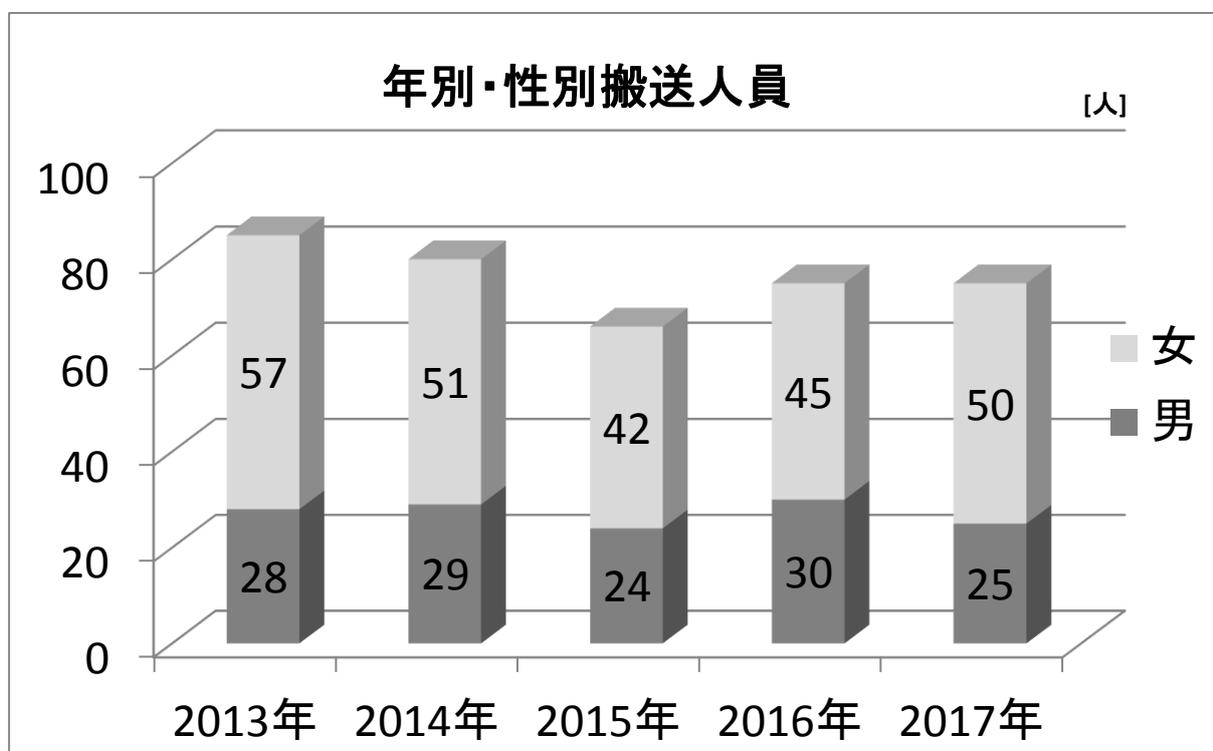
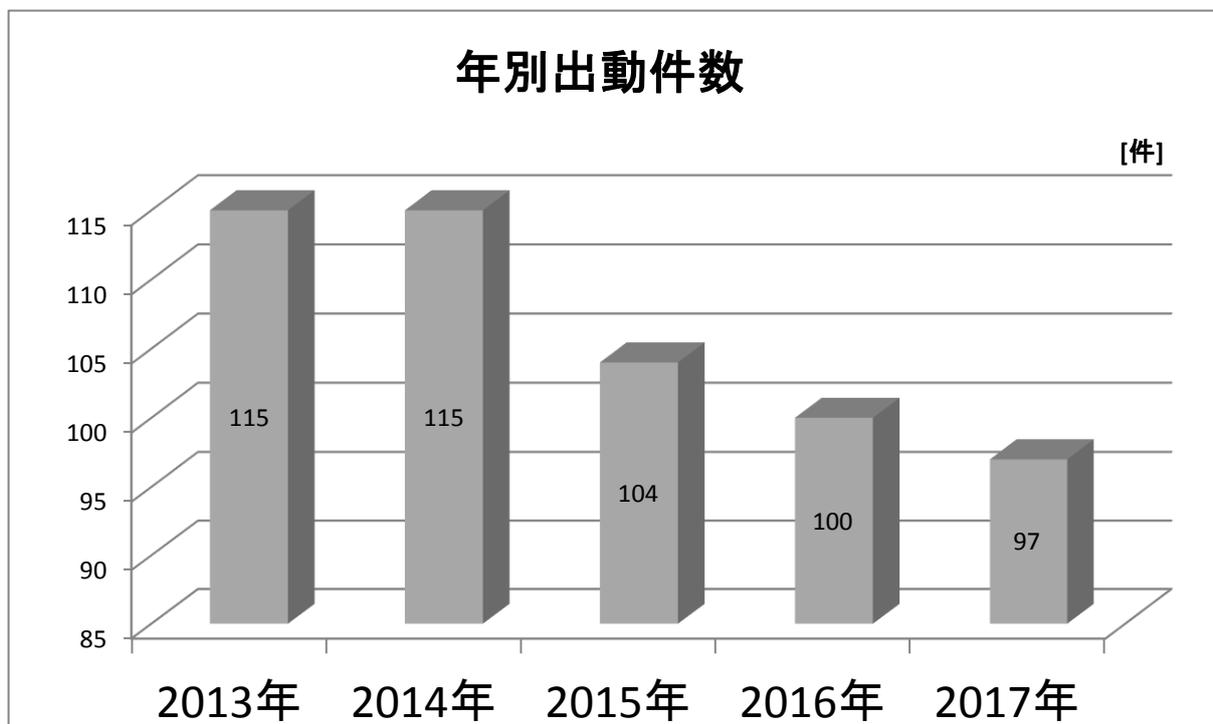
また、全国・全道と比較して自殺死亡率が高い状況が続いていましたが、2015年においては、全国・全道より低い結果となりました。



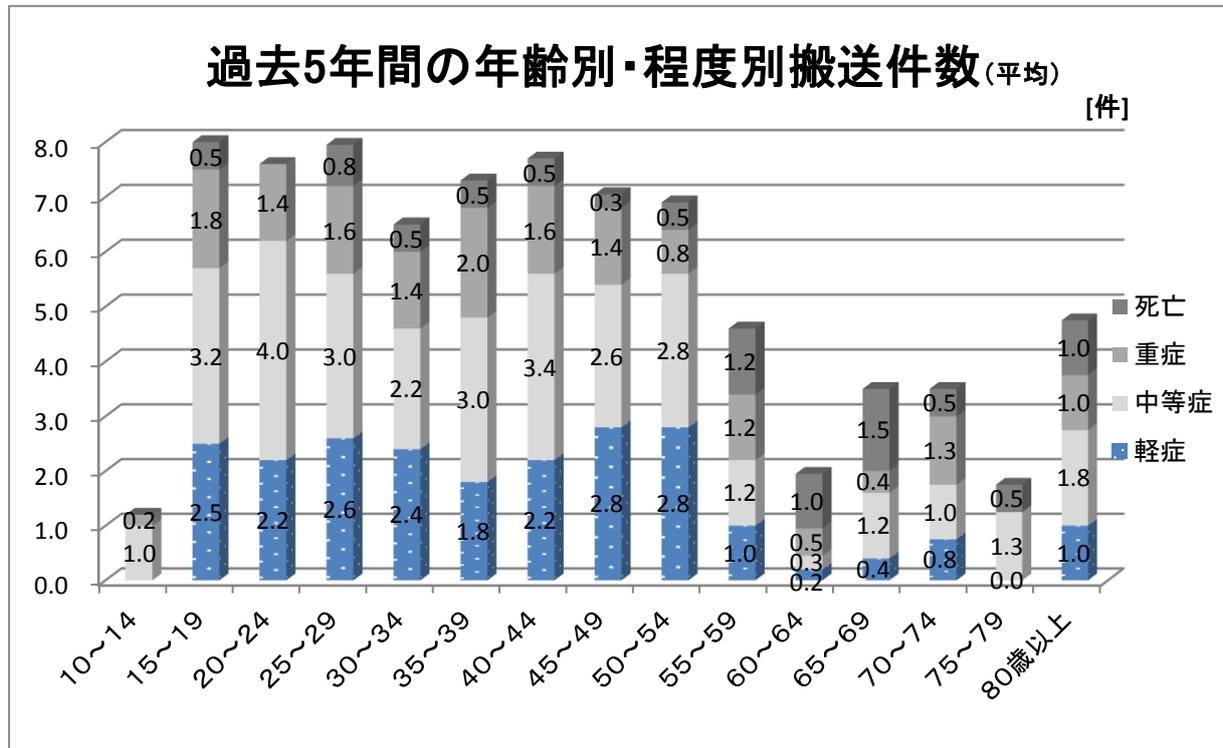
2. 自損行為による救急出動件数等

【釧路市消防本部警防課資料提供】

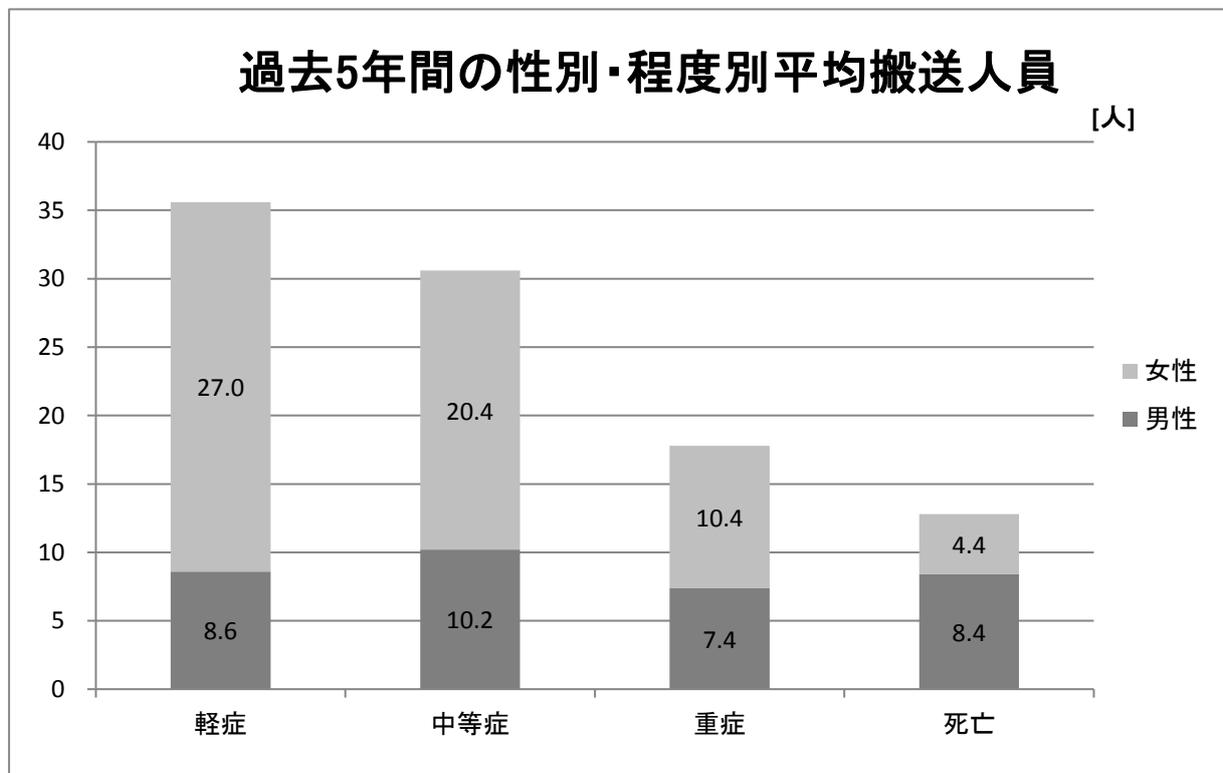
釧路市消防本部警防課資料によると、2013年から2017年の5年間において、自損行為による搬送者は、女性の割合が高い傾向にあります。



2013年から2017年の5年間に於いて、自損行為搬送者の重症度別平均数を年齢別でみると55歳未満は軽症または中等症が多く、55歳以上は重症または死亡が多い傾向にあります。



また、性別・程度別平均搬送人員においては、軽症から重症は女性が男性より多く、死亡は女性より男性が多い状況となっています。



3. 対策が優先されるべき対象群（地域自殺実態プロフィールより）

釧路市における主な自殺の特徴は、自殺総合対策推進センターによる地域実態プロフィールにおいて「高齢者」「生活困窮者」「勤務・経営」に関わることが要因として多いと考えられる状況から、これらを重点施策に位置づけ、それぞれの課題や対象者に関わる様々な施策を結集させ、全庁一体的な取組として対策を推進していきます。

地域自殺実態プロフィール【2017】

【北海道釧路市】

（行政区コード：12068）

推奨される重点施策

重点施策	高齢者対策 生活困窮者対策 勤務・経営対策
------	-----------------------------

■地域の自殺の特徴

北海道釧路市の自殺者数は、2012～2016年・合計204人（男性151人・女性53人）

特別集計（自殺日・住居地、2012～2016年合計）、公表可能

上位5区分	自殺者数 5年計	割合	自殺率* (10万対)
1位：男性60歳以上無職同居	28人	13.7%	38.7
2位：男性40～59歳有職同居	26人	12.7%	33.3
3位：男性60歳以上無職独居	19人	9.3%	114.8
4位：女性60歳以上無職同居	17人	8.3%	15.1
5位：男性40～59歳無職同居	14人	6.9%	202.8

順位は自殺者数の多さにもとづき、自殺者数が同数の場合は自殺率の高い順とした。

*自殺率の母数（人口）は2015年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計した。

第3章 いのち支える自殺対策の取組

1. 基本方針

2017年7月に閣議決定された自殺総合対策大綱を踏まえて、本市においては、以下の5つを「自殺対策の基本方針」として掲げています。

- | |
|--|
| <p>基本方針① 生きることの包括的な支援として推進</p> <ul style="list-style-type: none">② 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開③ 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動④ 実践と啓発を両輪として推進⑤ 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進 |
|--|

① 生きることの包括的な支援として推進

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因(自殺に対する保護要因)」より、失業や多重債務、生活困窮等の「生きることの阻害要因(自殺のリスク要因)」が上回ったときに、自殺リスクが高まるとされています。

そのため自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。

自殺防止や遺族支援といった狭義の取組のみならず、地域において「生きる支援」に関連するあらゆる取組を総動員して、まさに「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。

② 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにするためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。また、このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策、関係者や組織等が密接に連携する必要があります。

自殺の要因となり得る生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等、関連の分野においても同様に、様々な関係者や組織等が連携した取組が重要です。また、連携の効果を更に高めるため、そうした様々な分野の生きる支援にあたる関係者が、それぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが必要となります。

とりわけ、地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度等との連携を推進することや、精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高めて誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにすることが重要です。

③ 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

自殺対策は、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」、それぞれのレベルにおいて強力に、且つそれらを総合的に推進することが重要です。

また、時系列的な対応の段階としては、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」という、3つの段階が挙げられ、それぞれの段階において施策を講じる必要があるとされています。

さらに「自殺の事前対応の更に前段階での取組」として、学校において、児童生徒等を対象とした、いわゆる「SOSの出し方に関する教育」を推進することも重要とされています。

④ 実践と啓発を両輪として推進

自殺に追い込まれるという危機は、「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景は未だ十分に理解されていないのが実情です。そのため、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように、積極的に普及啓発を行うことが重要です。

全ての市民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づくとともに、そうしたサインに気づいたら、精神科医等の専門家に繋ぎ、その指導を受けながら見守っているよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいく必要があります。

⑤ 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

自殺対策を通じて「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、釧路市だけでなく、国や他の市町村、関係団体、民間団体、企業、そして市民一人ひとりと連携・協働し、市を挙げて自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確にするとともに、その情報を共有した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要となります。

自殺対策の目指す「誰も自殺に追い込まれることのない釧路市」の実現に向けては、釧路市で暮らす市民一人ひとりが一丸となって、それぞれができる取組を進めていく必要があります。

2. 施策の体系

釧路市の自殺対策は、国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」においてすべての市町村が共通して取り組むべきとされている「5つの基本施策」と、釧路市における自殺の現状を踏まえてまとめた「3つの重点施策」で構成されています。

「5つの基本施策」は、「地域におけるネットワークの強化」や「自殺対策を支える人材の育成」等、地域で自殺対策を推進する上で欠かすことのできない基盤的な取組です。また、時系列的な対応としては、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」のそれぞれの段階における施策が必要です。

加えて、「自殺の事前対応の更に前段階での取組」として、学校において、児童生徒等を対象とした、いわゆる「SOSの出し方に関する教育」を推進することも重要です。

「3つの重点施策」は、釧路市における自殺のハイリスク層である高齢者と、自殺のリスク要因となっている生活問題や勤務問題等に焦点を絞った取組です。行政の縦割りを越えて、それぞれの対象に関わる様々な施策を結集させることで、一体的かつ包括的な施策群となっています。

このように施策の体系を定めることで、釧路市は自殺対策を「生きることの包括的な支援」として推進していきます。

基本理念：誰も自殺に追い込まれることのない釧路市の実現

- 基本方針① 生きることの包括的な支援として推進
 ② 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開
 ③ 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動
 ④ 実践と啓発を両輪として推進
 ⑤ 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

施策		項目	ページ
基本	1 地域におけるネットワークの強化	①地域におけるネットワークの強化	13
	2 自殺対策を支える人材の育成	①さまざまな職種を対象とする研修 ②一般市民を対象とする研修 ③学校教育・社会教育に関わる人への研修 ④関係者間の連携調整を担う人材の育成 ⑤寄り添いながら伴走型支援を担う人材の育成	14
	3 市民への啓発と周知	①リーフレット・啓発グッズ等の作成と活用 ②市民向け講演会・イベント等の開催 ③メディアを活用した啓発	15 16
	4 生きることの促進要因への支援	①居場所づくり活動 ②自殺未遂者等への支援 ③遺された人への支援 ④自殺リスクを抱える可能性のある人への支援	17
	5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育	①SOSの出し方に関する教育の実施 ②SOSの出し方に関する教育を推進するための連携の強化	20
重点	1 高齢者対策	①包括的な支援のための連携の推進 ②地域における要介護者に対する支援 ③高齢者の健康不安に対する支援 ④社会参加の強化と孤独・孤立の予防	22
	2 生活困窮者対策	①相談支援、人材育成の推進 ②居場所づくりや生活支援の充実 ③自殺対策と生活困窮者自立支援制度との連動	26
	3 勤務・経営対策	①職場におけるメンタルヘルス対策の推進 ②過労自殺を含む過労死等の防止について ③長時間労働の是正 ④ハラスメント防止対策 ⑤経営者に対する相談事業の実施等	28

3. 5つの基本施策

(1) 基本施策1：地域におけるネットワークの強化

施策の方向性

計画に基づき各種施策を推進するため、庁内の連携体制を強化するとともに、関係機関等との情報共有や一層の連携強化に努めます。また、地域団体等との協力のもと、地域ぐるみで自殺防止の取組を進めます。

① 地域におけるネットワークの強化

【主な事業】

- ・ 釧路市自殺対策推進本部会議
自殺対策を全庁的な取組として、総合的かつ効果的に推進します。
- ・ 釧路市自殺対策推進検討会議
庁内の関係部署から組織し、各課における自殺対策関連事業の進捗状況の把握や、その情報を共有しながら、組織横断的に自殺対策を推進します。また、各課で関わる関係機関の情報を通じ、地域の人材・資源の把握や、地域と連携・協働した取組を推進します。
- ・ 釧路地域うつ・自殺予防対策ネットワーク会議との連携
自殺対策に係る各機関の役割や活動について情報交換を行い、自殺に関する地域の実態や課題を把握します。

地域と行政が一丸となって、施策を進めるための主な取組			
項目	関連事業・取組	内容	担当課・関係機関
①地域におけるネットワークの強化	釧路市地域安心ネットワーク事業	生活支援の必要な住民が地域から孤立することのないように見守り、異変に気づいた際には支援先に繋ぐ。	地域福祉課 見守り事業者
	避難行動要支援者避難支援事業	災害時のみならず、日頃から地域が要支援者を見守り、異変を早期発見し、必要な支援先に繋ぐ。	地域福祉課 協力町内会
	育児支援家庭訪問事業 乳児家庭全戸訪問事業 子育て連携事業	訪問による養育支援・産後支援や、乳児家庭への全戸訪問、地域見守り活動において、家族状況や保護者の抱える問題・悩み等を察知し、必要な支援へ繋ぐ。	こども支援課
	地域包括支援センター機能強化事業	地域包括支援センターに配置された生活支援コーディネーターが、通いの場の紹介や活動支援・生活支援の整備・関係機関とのコーディネート等により、閉じこもりがちな高齢者や介護予防の取組が必要な高齢者をサービス等へ繋げ、各関係機関の連携を強化する。	介護高齢課 地域包括支援センター
	[阿寒・音別]地域協議会運営	市と阿寒・音別各地域固有の課題を審議する協議会において、審議事項に自殺対策の組み込みを検討する。	阿寒町行政センター地域振興課 音別町行政センター地域振興課
	障害者施策推進協議会運営	障がい者に関する施策の推進について、必要な事項や関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議する。	障がい福祉課

(2) 基本施策2：自殺対策を支える人材の育成

施策の方向性

行政関係者をはじめ、様々な分野の関係者に自殺対策の視点を持って取組を進めてもらうため、研修会等を強化します。

① さまざまな職種を対象とする研修

【主な事業】

- ・市職員及び関係者対象ゲートキーパー養成研修
全庁的に、自殺に関する問題解決への対応力の向上を図るとともに、自殺対策に関する機関との連携を強化するため、市職員及び関係者に対しゲートキーパー養成研修の実施に努めます。

② 一般市民を対象とする研修

【主な事業】

- ・市民対象ゲートキーパー養成研修
地域において、ゲートキーパー養成研修を実施する等、身近な地域で支え手となる人材の育成に努めます。

③ 学校教育・社会教育に関わる人への研修

【主な事業】

- ・学校教育関係者を対象とした研修事業
自殺の様々な要因の一つに考えられるいじめに関して、いじめ防止等のための対策に関する教職員の資質向上を図ります。

④ 関係者間の連携調整を担う人材の育成

【主な事業】

- ・各種相談業務遂行に係る研修
自殺対策に関わる各種相談担当者の資質向上を図ります。

⑤ 寄り添いながら伴走型支援を担う人材の育成

【主な事業】

- ・寄り添い型相談支援事業（よりそいホットライン）との連携
北海道セーフティネット協議会と連携し、地域の人材育成や関係者研修等を推進します。

地域と行政が一丸となって、施策を進めるための主な取組			
項目	関連事業・取組	内容	担当課・関係機関
②一般市民を対象とする研修	女性教育活動推進	すべての人が生きやすい社会である男女平等参画社会を目指し、教育・人材育成を行う。	市民協働推進課
	町内会活動	町内会役員等を対象に実施するコミュニティ活動に関する研修会において、自殺対策への住民意識の醸成と事業の周知を図る。	市民生活課 連合町内会
	社会福祉協議会および社会福祉団体等の運営	各種ボランティア団体等への補助を通じて、地域における「気づく」「繋げる」「支える」意識の醸成を図る。	地域福祉課 社会福祉協議会 ボランティア連絡協議会等
③学校教育・社会教育に関する人への研修	指導主事による指導教職員への研修事業	自殺要因の1つとして考えられるいじめに関して、いじめの防止等の対策に関する教職員の資質能力向上を図る。	教育支援課
	特別支援教育推進	学校・家庭生活等において様々な課題を抱える特別支援教育の児童生徒へ、個々の状況に応じた支援を図り、課題を軽減する。	教育支援課
	社会教育主事の研修	社会教育事業を通して住民と繋がりを持ち、気づき役や繋ぎ役、情報周知役を担う。	生涯学習課
④関係者間の連携調整を担う人材の育成	保健師・栄養士業務遂行に関わる研修	保健師・栄養士の連携強化と、相談早見表の作成更新により、市民の健康課題解決に向けた取組を推進するとともに、相談業務の資質向上を図る。	健康推進課
	児童虐待対策	児童虐待対策研修会へ参加し、自殺リスクの高まりやすい養育に不安を抱える家庭の支援等、対応職員の資質向上を図る。	こども支援課
⑤寄り添いながら伴走型支援を担う人材の育成	民生委員活動	民生委員児童委員との連携強化を図り、地域における身近な相談者としての資質向上に努める。	地域福祉課 民生委員児童委員協議会
	寄り添い型相談支援事業（よりそいホットライン）	24時間365日相談受付、相談者支援を実施する。	北海道セーフティネット協議会

(3) 基本施策3：市民への啓発と周知

施策の方向性

行政としての市民との様々な接点を活かして相談機関等に関する情報の提供や、自殺や自殺関連事象に関する正しい知識を普及啓発し、地域で支え手となる市民を増やします。

① リーフレット・啓発グッズ等の作成と活用

【主な事業】

- ・ポスター掲示

自殺予防週間や健康まつり等において、自殺対策に関する情報提供の充実を図ります。

- ・普及啓発カード等の配布

うつ等へ対応する内容を記載した自殺防止のリーフレット等により普及啓発に努めます。

② 市民向け講演会・イベント等の開催

【主な事業】

- ・地域、家庭、職場における健康づくりの推進
市職員が会場に出向き、こころの健康や自殺防止に係る出前講座の開催に努めます。

③ メディアを活用した啓発

【主な事業】

- ・FMくしろ等のメディアと連携した啓発活動に努めます。
- ・釧路市ホームページを通じた啓発
自殺に関する取組や、対応に関しての情報提供の充実を図ります。

地域と行政が一丸となって、施策を進めるための主な取組			
項目	関連事業・取組	内容	担当課・関係機関
①リーフレット・啓発グッズ等の作成と活用	障がい者差別解消推進事業	障害者差別解消法及び障がい者の理解を促進する広報活動を活用する。	障がい福祉課
	広報誌発行	広報くしろ、各町行政センター通信に、自殺対策に関する記事掲載を検討する。	市民協働推進課 阿寒町行政センター地域振興課 音別町行政センター地域振興課
	家庭福祉推進事業	子育て支援ガイドブックの活用を検討する。	こども支援課
	児童虐待対策	児童虐待防止パンフレットの活用を検討する。	こども支援課
	母子健康手帳交付	母子健康手帳交付時にリーフレット等を配布する。	健康推進課
②市民向け講演会・イベント等の開催	成人健康教育	町内会や企業、地域団体への健康教育を活用する。	健康推進課
	男女平等参画推進	釧路市男女平等参画推進条例に基づく事業(男女平等参画審議会の開催・意識醸成のための啓発・相談対応や啓発事業)を活用する。	市民協働推進課 男女平等参画センター 釧路市女性団体連絡協議会
	児童虐待防止・女性保護	DV防止講演会、児童虐待防止講演会、デートDV防止啓発、女性のための講座を活用する。	こども支援課 国際ソロプチミストS I 釧路
	障がい者地域支援研修啓発事業	釧路市ふれあい広場の活用を検討する。	障がい福祉課
	児童発達支援センター	保護者支援に関する事業の活用を検討する。	児童発達支援センター
	観光振興イベント推進	阿寒ふるさとまつり、音別北のビーナス路まつり、北のビーナスBBQまつり等のイベントにおける啓発活動を検討する。	観光振興室 阿寒町行政センター地域振興課 音別町行政センター地域振興課
くしろ健康まつり事業	健康まつりにおける啓発活動を検討する。	健康推進課 健康くしろサポータークラブ	

(4) 基本施策4：生きることの促進要因への支援

施策の方向性

自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。

そのため、釧路市においても自殺対策と関連の深い様々な分野における取組を幅広く推進していきます。

① 居場所づくり活動

【主な事業】

- ・ 孤立を防ぐための居場所づくりの取組に関する情報の発信
健康づくり、趣味、教養、食事会等を通じての交流の場について、情報提供の充実を図ります。

② 自殺未遂者への支援

【主な事業】

- ・ 自殺未遂者の実態把握と対応の検討
釧路地域うつ・自殺予防対策ネットワーク会議との連携を図り、自殺未遂者の実態把握と支援の在り方について検討し、対応の充実を図ります。

③ 遺された人への支援

【主な事業】

- ・ 自死遺族への生活支援及び相談対応の充実
あらゆる機会を通じ、自死遺族との関わりにおいて、状況の把握に努め、必要時は適切に相談支援に繋がります。

④ 自殺リスクを抱える可能性のある人への支援

【主な事業】

- ・ 地域における相談体制との連携及び相談窓口情報の発信
地域における様々な相談活動や見守り活動を通じて、自殺リスクを抱える可能性のある人への早期対応を実施します。また、必要な場合に適切な機関に繋ぐ等の対応が速やかに行われるように、相談窓口情報を発信します。

地域と行政が一丸となって、施策を進めるための主な取組			
項目	関連事業・取組	内容	担当課・関係機関
①居場所づくり活動	母子健康教育	子育て教室等を通じ、保護者の交流の機会を確保し健康づくりの情報提供を実施する。	健康推進課
	サポート委員会・ピアサポートランチルーム	高校生活全般の相談室の役割を持つサポート委員会の開催や、自由参加の昼食場所を提供し、居場所づくり活動を実施する。	北陽高等学校

男女平等参画センター運営事業	男女平等参画の推進に関する活動拠点を設置し、多様な利用を進め、居場所づくり活動を実施する。	市民協働推進課
就労支援強化事業	障がい者の雇用を促進し、社会参加及び経済的安定を図る。	障がい福祉課
福祉の店運営	福祉の店「びゅあめいどまーけっと」の運営費の補助を通じ、障がい者雇用の促進・授産製品の販路拡大により社会参加及び経済的安定を図る。	障がい福祉課
社会参加促進事業	各種スポーツ大会の開催やレクリエーション活動等に対する支援を通じ、障がい者・児の社会参加を図る。	障がい福祉課 国際ソロプチミスト釧路アミティ
身体障害者福祉センター運営事業	身体障害者福祉センターの管理・運営を通じ、障がい者及びボランティア団体の活動の機会を確保し、社会参加を図る。	障がい福祉課
障害者教養文化体育施設運営事業	障害者教養文化体育施設の管理・運営を通じ、障がい者及びボランティア団体の活動の機会を確保し、社会参加を図る。	障がい福祉課
地域活動支援センター事業	創作活動や生産活動の機会を提供する地域活動支援センター事業を通じ、障がい者・児の活動の機会を確保し、社会参加を図る。	障がい福祉課
地域子育て支援拠点事業	子育て支援センターに専任の職員を配置し、乳幼児を抱える保護者同士の交流や情報交換、子育て等に係る相談の場を設置する。	こども育成課
児童館・放課後児童クラブ運営事業	児童館・放課後児童クラブの運営及び維持管理を通じ、子どもの居場所づくり活動を行う。また、児童・保護者の諸問題に対応する中で、必要な場合には支援に繋ぐ。	こども育成課
学校開放事業	地域住民等の余暇スポーツの場の提供を目的とし、小中学校の屋体と照明設備のあるグラウンドを解放する。	スポーツ課
図書館・図書室の運営	図書館の管理運営を通じ、市民が必要とする学びの支援を行う中で仲間づくり、居場所づくり活動を実施する。	生涯学習課 阿寒生涯学習課
生涯学習文化施設の運営	生涯学習センター、交流プラザさいわい、阿寒町公民館の管理運営を通じ、住民の文化交流・世代間交流を推進する。	生涯学習課 阿寒生涯学習課
コミュニティセンター等の運営	コア大空、コア鳥取、コアかがやき、各地区会館・地区集会所等の管理運営を通じ、住民の文化交流・世代間交流を推進する。	市民生活課 阿寒町行政センター市民課
阿寒湖まりむ館の運営	場を提供により住民交流を推進する。	阿寒湖温泉支所
スポーツ関連施設の運営	湿原の風アリーナ、鶴ヶ岱武道館、鳥取温水プール、柳町アイスホッケー場等の運営を通じ、住民の各種スポーツ活動への参加を促進する。	スポーツ課
福祉バス運行	福祉バスの運行（委託）を通じ、住民の福祉の増進及び社会参加を図る。	音別町行政センター保健福祉課
音別町社会福祉会館運営事業	社会福祉会館の設置（委託）を通じ、住民の生活文化向上及び社会参加を図る。	音別町行政センター保健福祉課
音別町直別生活館運営事業	直別生活館の運営管理により、直別地域住民の交流の場の充実及び社会参加を図る。	音別町行政センター保健福祉課
地域福祉推進	市民バスの借り上げ等を通じ、福祉団体等の活動を支援する。	阿寒町行政センター保健福祉課
生活館運営事業	阿寒湖畔緑町生活館の管理運営を通じ、福祉の向上や人権啓発の住民の交流の場の充実及び社会参加を図る。	阿寒町行政センター保健福祉課

③ 遺された人への支援	災害遺児手当 災害遺児卒業祝金支給	災害遺児手当支給時または災害遺児卒業祝金支給時に、必要な場合には支援に繋ぐ。	こども支援課
	家庭生活電話相談	死にたい気持ち、辛い気持ちに寄り添い傾聴に努め、必要な支援を共に考える。	家庭生活カウンセラークラブ
④ 自殺リスクを抱える可能性のある人への支援	お酒の悩み相談	アルコール依存症の悩みの相談に対応し、相談者に必要な支援に繋ぐ。	健康推進課 釧路断酒会
	女性対象相談	女性を対象とした相談全般に対応し、相談者に必要な支援に繋ぐ。	市民協働推進課 男女平等参画センター
	母子健康相談 母子健康診査	妊娠、出産、育児や母子の健康全般に係る相談に対応し、相談者に必要な支援に繋ぐ。	健康推進課
	成人健康相談 成人訪問指導	健康全般、心の健康づくり等の相談に対応し、相談者に必要な支援に繋ぐ。	健康推進課
	雇用労働相談所	中小企業における労働者及び使用者の労働問題一般に関する相談に応じる。労働者の権利及び福祉の増進並びに近代的な労使関係の確立を図る。	商業労政課
	指定難病等患者通院助成	手当の支給に際し、当事者や家族と接する機会を活用し、問題の早期発見・早期対応を図る。	阿寒町行政センター保健福祉課 音別町行政センター保健福祉課
	障害児通所給付	発達に支援が必要な児への療育を提供し、家族の相談に対応することにより、不安や負担感の軽減を図るとともに必要な支援に繋ぐ。	障がい福祉課 音別町行政センター保健福祉課
	障がい児早期療育指導事業		阿寒町行政センター保健福祉課 児童発達支援センター
	家族介護者交流事業	高齢者を介護している家族の方を対象に交流会を開催し、介護から一時的に解放されることにより心身のリフレッシュを図る。	介護高齢課
	水道料金徴収業務	収納に係る相談を受ける中で、生活困窮等が滞納の要因と考えられる場合は、必要な支援に繋ぐ。また給水停止に至る背景を把握し、必要な支援に繋ぐ。	サービス課
	身体・知的障害者相談員設置	障がい者相談員により、様々な諸問題の相談に対応し、必要な支援に繋ぐ。	障がい福祉課
	成年後見センター事業	成年後見制度に係る様々な諸問題の相談に対応し、必要な支援を実施する。	障がい福祉課 権利擁護成年後見センター
	障害福祉サービス	障がい者・児の日常生活の向上のために必要なサービスの申請等手続きを通じ、問題の早期発見・早期対応を図る。	障がい福祉課
	基幹相談支援センター事業	地域の障がい者・児の相談支援の拠点として、総合的かつ専門的な相談対応を行う。	障がい福祉課 障がい者基幹相談支援センター
	虐待防止センター事業	障がい者・児への虐待に関する相談窓口として、虐待の早期発見及び相談対応を行う。	障がい福祉課 障がい者虐待防止センター
	自立支援医療	身体の機能障がいを軽減又は改善する医療を給付するための申請手続きを通じ、問題の早期発見・早期対応を図る。	障がい福祉課
	相談支援事業	相談事業所による様々な諸問題の相談に対応し、専門的支援を実施する。障がい者自立支援協議会を開催し、地域福祉関係者の連携を図る。	障がい福祉課
	コミュニケーション支援事業	手話通訳者等の派遣相談等を通じ、当事者や家族と接する機会を活用し、問題の早期発見・早期対応を図る。	障がい福祉課
	ファミリー・サポート・センター事業	子どもの預かりと養育の相談を通じ、保護者の悩みを把握し、必要な支援に繋ぐ。	こども育成課
	発達支援センター事業	心やからだの発達に心配のある児童とその保護者に対し、専門的な相談・援助活動を行い、不安や負担感の軽減を図る。	児童発達支援センター

児童発達支援センター	児童発達支援に係る様々な事業を通じ、総合的かつ専門的な相談対応を行う。	児童発達支援センター
------------	-------------------------------------	------------

(5) 基本施策5：児童生徒のSOSの出し方に関する教育（及び子ども・若者対策）

施策の方向性

児童生徒が、社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育（SOSの出し方に関する教育）を進めます。

① SOSの出し方に関する教育の実施

【主な事業】

- 児童生徒向けのSOSの出し方教育について、文部科学省による教職員の研修に資する教材の作成・配布、教職員の資質向上のための研修等、国及び道の動向等を踏まえて取組を進めます。

② SOSの出し方に関する教育を推進するための連携の強化

【主な事業】

- 児童生徒向けのSOSの出し方教育と、こころの健康づくりに繋がる取組との連携に努めます。

基本施策5と関連し、「子ども・若者対策」に関わる主な取組			
項目	関連事業・取組	内容	担当課・関係機関
いじめを苦しめた子どもの自殺予防	生徒指導充実推進	「いじめカットライン」による相談窓口の充実及びいじめや非行防止に対する啓発を通じ、いじめの防止・早期発見・対処のための対策の推進を図る。	教育支援課
	青少年健全育成推進	子ども達を取り巻く様々な問題や悩みについて、児童生徒と一般市民が討論を行うことで、いじめ根絶に向けた社会全体の意識醸成を図る。	教育支援課 釧路市PTA連合会
	こころの劇場鑑賞事業	舞台上で演出される「友情」や「いのちの大切さ」等を感じ、いじめ等の問題行動を減らし生きる力を育む教育に繋ぐ。	学校教育課
	児童・生徒の健康管理	児童生徒の健康管理を通じ、個々の状況に応じた課題の解決に向けた支援に繋ぐ。	学校教育課 釧路市PTA連合会
若者の抱えやすい課題に着目した学生・生徒等への支援の充実	思春期ライフデザイン事業	生き方教育としての性教育を通じ、予期しない妊娠を防ぎ、多様な性の理解を促し、社会から孤立を防ぐことに繋ぐ。	健康推進課 市民協働推進課
	小・中学校就学事務	転校等の就学手続きに際し、児童生徒や家族と接する機会を活用し、個々の状況に応じた課題の解決に向けた支援に繋ぐ。	学校教育課
	学校適応対策推進	不登校児童生徒を対象とした「学校適応指導教室（ふれあい教室）」の運営を通じ、学校生活や家庭生活の様々な課題に対応し、その軽減を図る。	教育支援課
	生徒指導推進連絡協議会	様々な課題を抱える児童生徒に対し、生徒指導を広域的・総合的に推進し、児童生徒の健全育成と非行防止を図る。	教育支援課

	スクールソーシャルワーカー活用事業	様々な教育的課題の解決に向け、スクールソーシャルワーカーの支援により、課題の軽減を図る。	教育支援課
	特別支援学級	小学校・中学校における特別支援学級の運営を通じ、個々の状況に応じた課題の解決に向けた支援を実施する。	教育支援課
	家庭教育支援事業	様々な教育的課題を抱える家庭に対して、訪問型アウトリーチを通じ、個々の状況に応じた課題の解決に向けた支援を実施する。	教育支援課
	青少年補導活動	補導巡視活動及びファミリーサポート事業の実施を通じ、児童生徒の健全育成と非行防止を図る。	教育支援課
経済的困難を抱える子ども等への支援の充実	奨学金貸付事業	奨学金貸付の申請・納付相談を通じ、奨学生や家族と接する機会を活用し、個々の状況に応じた課題の解決に向けた支援に繋ぐ。	学校教育課
	就学奨励事業	就学奨励事業申請相談等を通じ、児童生徒や家族と接する機会を活用し、個々の状況に応じた課題の解決に向けた支援に繋ぐ。	学校教育課
	諸納金徴収に関する事務	P T A会費、クラブ後援会費等諸納金に係る相談を通じ、児童生徒や家族と接する機会を活用し、家庭状況等の情報を把握し、問題の早期発見・早期対応を図る。	北陽高等学校
若者自身が身近な相談者になるための取組	不登校対策事業	不登校児童生徒を対象とした宿泊体験学習の実施を通じ、協調性・社会性・自律性・忍耐力を育み、自己肯定感の獲得を図る。	教育支援課
社会全体で若者自殺リスクを低減させるための取組	特認校放課後活動事業	地域に児童館等の放課後預かり機能を持つ施設が存在しない山花小中学校の児童生徒のうち、保護者が労働等により昼間家庭にいないものについて、学校・家庭・地域等との連携による運営のもと、発達段階に応じた主体的な学習や遊び及び生活が可能となるような支援を行う。	学校教育課
	体育スポーツ団体育成指導	体育協会・スポーツ少年団・中学校体育連盟等のスポーツ団体の運営を通じ、心身の健康増進、ストレス解消、スポーツを通じた地域での居場所づくりを推進する。	スポーツ課
	音別町ふれあい図書館運営事業	ふれあい図書館の管理運営を通じ、住民に対し、自殺対策を地域全体で取組むために、情報発信施設として普及啓発を推進する。	音別生涯学習課
	ふれあい・創造「魅力ある学校」づくり支援事業	学校と家庭、地域が連携・協働した特色ある教育活動を通じ、より多くの子どもの悩みや相談への対応を実施する。	教育支援課
	地域とともに子どもを育む学校づくり推進事業	地域とともに子供を育む学校づくりを推進し、より多くの子どもの悩みや相談への対応を実施する。	教育支援課
	コミュニティ・スクール活用推進事業	地域とともにある学校づくりを推進するため、コミュニティ・スクールを導入・充実し、より多くの子どもの悩みや相談への対応を実施する。	教育支援課
	放課後子どもプラン事業	放課後等に子供が安心して活動できる場の確保を図る。	教育支援課
	青少年健全育成推進	関係機関・団体との連携により、青少年の健全育成に向けた対策を講じる。	教育支援課

4. 3つの重点施策

(1) 重点施策1：高齢者対策

施策の方向性

高齢者支援に関する情報を、高齢者本人や支援者に対して積極的に発信し、高齢者を支える家族や介護者等への支援を推進します。また、高齢者一人ひとりが生きがいと役割を実感することのできる地域づくりを通じて、高齢者の「生きることの包括的な支援」を推進していきます。

① 包括的な支援のための連携の推進

【主な事業】

- ・地域包括支援センター運営協議会、地域ケア会議の開催
地域の高齢者が抱える問題等の情報を把握し、ケア会議で共有することにより、自殺対策も念頭におきながら、高齢者向けの施策を展開します。

② 地域における要介護者に対する支援

【主な事業】

- ・各種介護サービスを通じて、安心して生活を送り続けることができる環境の提供に努めるとともに、適切な支援に繋がります。

③ 高齢者の健康不安に対する支援

【主な事業】

- ・介護予防把握事業
各地域包括支援センターの訪問調査員が、高齢者宅を訪問し、心身状況や緊急連絡先等の聴き取りを行うとともに、医療機関・薬局等の関係機関との連携により、支援の必要な高齢者を把握し適切なサービスに繋がります。

④ 社会参加の強化と孤独・孤立の予防

【主な事業】

- ・高齢者が生きがいと役割を実感できる地域づくりの推進
地域における交流の場や、介護予防等の健康支援の場を通じて、高齢者が地域と繋がる機会の充実に努めます。

地域と行政が一丸となって、施策を進めるための主な取組			
項目	関連事業・取り組み	内容	担当課・関係機関
①包括的な支援のための連携の推進	事業計画策定委員会	釧路市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に関し、委員からの意見・要望等を求め、高齢者福祉施策の充実と向上を図る。	介護高齢課
	包括的支援事業	地域包括支援センターを設置し、運営する。	介護高齢課

	認知症施策推進事業	認知症の高齢者や、その家族を支える各種施策の充実を図る。また、認知症の早期診断、対応のための体制整備として認知症初期集中支援チームを立ち上げ、認知症の方への初期対応体制を構築する。	介護高齢課
	医療と介護の連携推進事業	医療と介護の情報共有ツールを活用して、切れ目のない支援体制を構築するとともに、医療・介護関係の多職種を対象に、地域の医療介護関係者の連携促進等を目的とした研修会を開催する。	介護高齢課
	介護予防支援事業	地域包括支援センターにおいて「要支援1・2」の方に対するケアプランの作成やサービス調整を行う（一部を居宅介護支援事業所へ委託可）。	地域包括支援センター
②地域における要介護者に対する支援	老人福祉施設整備協力	居宅での生活が困難な場合に、安心して生活することができる環境を確保する。	介護高齢課
	短期入所等措置生活指導事業	居宅での生活が困難な場合に一時的に介護施設へ短期入所させ、福祉の向上を図る。	介護高齢課
	高齢者等緊急通報システム事業	火災・急病等の緊急時に、簡単な操作で消防本部に通報することができる機器を設置し、速やかな救護・救援体制をつくる。	介護高齢課
	移送サービス事業	普通車両での外出が困難な方を対象に、移送用車両により居宅と医療機関の間の送迎を行う。	介護高齢課
	軽度生活援助事業	日常生活上の軽易な援助を行う。	介護高齢課
	居宅介護上乘せ給付	支給限度額を超えることとなったサービス利用者に対し、上乘せ給付を行い、安心して生活できるよう支援する。	介護高齢課
	地域密着型サービス等指定業務	地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護予防・日常生活支援総合事業の各事業者の指定事務及び指導監督を行い、介護サービスの質の向上及び高齢者福祉の増進を図る。	介護高齢課
	介護サービス等給付	要介護認定を受けた被保険者に提供されるサービスの費用について、その7割から9割を介護保険から給付し、介護サービスの利用を支援する。	介護高齢課
	高額介護サービス等	ひと月の高額な介護保険サービス利用料のうち、利用者負担額が上限をこえる場合に、超過した額を利用者の申請に基づき支給し経済的な負担軽減を図る。	介護高齢課
	高額医療合算介護サービス等	医療費と介護サービス費（自己負担分）に係る自己負担額がある世帯で、1年間の自己負担額の合計額が上限を超える場合に、超過額を支給し経済的負担を軽減する。	介護高齢課
	特定入所者介護サービス等	施設サービス等利用時の食費・居住費の負担軽減を図る。	介護高齢課
	介護給付等費用適正化事業	介護支援専門員の作成するケアプランが適切であるか検証を行い、健全な給付の実施を図る。	介護高齢課
	家族介護教室	適切な介護知識・技術の習得や、外部サービスの適切な利用方法を習得するための教室を開催する。	介護高齢課
認知症高齢者家族やすらぎ支援事業	認知症高齢者の見守りや話し相手のためにボランティアが訪問し、介護している家族の介護負担の軽減を図る。	介護高齢課	

	徘徊高齢者等早期発見システム事業	認知症により徘徊のある高齢者等を介護している家族を対象にGPS機器の購入経費（加入料金等の一部）を助成し、事故防止など安全の確保を図る。	介護高齢課
	認知症高齢者地域サポート事業	認知症の正しい知識・理解の普及を図るとともに、認知症高齢者や家族が地域で安心して暮らし続けられるよう、認知症サポーターを養成する。	介護高齢課
	家族介護用品支給事業	介護に必要なおむつやその他の用品を購入できる利用券の支給を行い、家族の経済的・精神的負担の軽減を図る。	介護高齢課
	福祉用具住宅改修支援事業	居宅介護支援等を受けていない要介護者に対し、住宅改修を適切にできるように支援することで、安全・安心な暮らしに繋ぐ。	介護高齢課
	成年後見制度利用支援事業	認知症により判断能力が十分でない人が成年後見制度等を利用できるように支援する。	介護高齢課
	訪問介護事業	直営による訪問介護サービス事業を行い、本人や家族の負担軽減を図る。	音別町行政センター保健福祉課
	通所介護事業	委託による地域密着型通所介護サービス事業を行い、本人や家族の負担軽減を図る。	阿寒町行政センター保健福祉課 音別町行政センター保健福祉課
	認知症対応型共同生活介護事業	指定管理者制度による認知症対応型共同生活介護サービス事業を行い、本人や家族の負担軽減を図る。	音別町行政センター保健福祉課
	介護保険サービス事業者確保対策	遠距離等で民間の参入がむずかしい阿寒湖温泉地区における介護保険サービス事業所へ補助し、以てサービスの安定した提供を行うことにより、要介護者及び家族の介護負担の軽減を図る。	阿寒町行政センター保健福祉課
③高齢者の健康不安に対する支援	一般介護予防事業	市民介護予防普及講座、脳の健康度テスト、介護予防把握事業、わかがりレッスンDVD無料配布を通じて、高齢者の健康増進、運動機能・口腔機能等の維持向上、認知症の予防を図る。	介護高齢課 社会福祉協議会
	生活支援・介護予防サービス基盤整備推進事業	元気な高齢者を対象とした介護予防継続教室の運営を行うことにより、参加者の体力や認知機能の維持向上を支援するとともに交流の場の充実を図る。	介護高齢課 老人クラブ連合会 連合町内会 社会福祉協議会
	食の自立支援事業	健康で自立した生活を送ることができるよう、配食サービスを食の自立の観点から、十分なアセスメントを行ったうえで提供し、高齢者の健康保持とその促進を図る。	介護高齢課
	高齢者住宅安心確保事業	公営住宅に整備されている高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）に生活援助員を派遣し、生活指導や安否確認等を行い、生活面・健康面での安心を確保する。	介護高齢課
④社会参加の強化と孤独・孤立の予防	単身高齢者声かけ運動	閉じこもりがちな独居高齢者の自宅を定期訪問し、安否確認および孤独感の軽減を図る。	介護高齢課
	老人クラブ活動推進	老人クラブ活動に対して様々な支援を行うことで、社会参加を通じた高齢者の生きがいづくりや、健康づくりの促進を図る。	介護高齢課 老人クラブ連合会 阿寒町行政センター保健福祉課
	高齢者事業団等運営	高齢者等に就労の機会を提供する高齢者事業団（生きがいセンター）への運営費補助を行い、高齢者の収入の安定を図る。	阿寒町行政センター保健福祉課

老人クラブ連合会運営	老人クラブ連合会への補助を通じて、高齢者の心身の健康と社会参加、生涯学習の意欲を助長し、高齢者相互の交流を図る。	介護高齢課 音別町行政センター保健福祉課 老人クラブ連合会
高齢者バス等利用助成事業	バス利用に対する助成を通じて、高齢者の積極的な社会参加を促すとともに、健康の維持や増進を図り、生きがいのある生活を支援する。	介護高齢課
生活支援ハウス運営事業	独立して生活することに不安のある高齢者に対して、安心して生活を送れるよう住居を提供する。	介護高齢課
老人福祉センター等運営事業 望洋ふれあい交流センター・白樺 ふれあい交流センター運営事業	老人クラブ活動等の場を提供することにより、高齢者の自主的な活動や多世代との交流に対して支援を行うことで、社会参加を通じた高齢者の生きがいづくりや、健康づくりの促進を図る。	介護高齢課
高齢者生きがい交流プラザ運営事業	高年齢者の就労を通じた社会参加・生きがいの充実を図る。	介護高齢課 老人クラブ連合会
シルバー人材センター運営	高年齢者の就労を通じた社会参加・生きがいの充実を図る。	商業労政課 シルバー人材センター
訪問型・通所型サービスB事業	家に閉じこもりがちな高齢者が、生きがいづくりや健康保持のため、定期的に通いの場へ参加することで、社会的孤立を防ぎ、本人や家族が抱えている問題の早期発見や、対応に繋げる。	介護高齢課
一般介護予防事業	各地域包括支援センターの訪問調査員が高齢者宅を訪問し、心身状況や緊急連絡先等の聞き取りを行うとともに、医療機関・薬局等の関係機関との連携により、支援の必要な高齢者を把握し適切なサービスを提供することで、社会的孤立を防ぎ、家族が抱えている問題の早期発見や、対応に繋げる。	介護高齢課
高齢者支援ボランティア人材育成事業	ボランティア活動を希望する市民へ必要な知識や技術を学ぶ機会を提供するとともに、ボランティア受け入れ団体の情報提供を行う。(釧路市公認介護予防サポーターおよび釧路市公認ご近所ボランティアの養成と活動支援)	介護高齢課
生活支援・介護予防サービス基盤整備推進事業	元気な高齢者を対象とした介護予防継続教室の運営を行うことにより、参加者の体力や認知機能の維持向上を支援するとともに交流の場の充実を図る。	介護高齢課 老人クラブ連合会 連合町内会 社会福祉協議会
ふれあい福祉交流推進事業	地域での交流の場の充実を図ることで、社会的孤立を防ぎ、本人や家族が抱えている問題の早期発見や、対応への接点に繋ぐ。	社会福祉協議会 地域福祉課
いきいきフェスタ開催	「健康」を世代間共通のテーマとして、高齢者と多世代が互いに手を携え、尊重し合い、スポーツや文化活動、健康・福祉・奉仕活動等多様なイベントを実施することで生きがいづくりや、健康増進を図る。	介護高齢課
敬老事業	地域（実行委員会）が主体となり敬老会を実施することで、生きがいづくりや、孤立防止を図る。	阿寒町行政センター保健福祉課 音別町行政センター保健福祉課
老人憩の家運営事業	地域住民、高齢者相互の交流を図るために設置された老人憩いの家（旭町寿の家）の維持管理を行うことで、生きがいづくりや、孤立防止を図る。	阿寒町行政センター保健福祉課 音別町行政センター保健福祉課
ふれあい収集	ごみの排出が困難な高齢者や障がい者世帯を対象に、戸別訪問によるごみ収集における声掛けや、安否確認を行う。	環境事業課

長寿祝品贈呈	満 100 歳の高齢者に対し、長寿を祝して祝品を贈呈することで、永年社会に貢献してきた労に感謝する。	介護高齢課
--------	--	-------

(2) 重点施策 2 : 生活困窮者対策 (及び無職者・失業者対策)

施策の方向性

生活困窮に陥っているにも関わらず必要な支援を得られていない等、自殺のリスクになりかねない問題を抱えている人を支援に繋ぐ取組の強化と、多分野の関係機関による「生きることの包括的な支援」のための基盤整備を推進します。

① 相談支援、人材育成の推進

【主な事業】

- 生活困窮者庁内連絡会議

生活福祉事務所を中心に、庁内の関係部署からの組織各課における生活困窮者支援制度・相談機関の進捗状況の把握や、その情報を共有しながら、生活困窮者支援を推進します。また、各課で関わる関係機関の情報を通じ、地域の人材・資源の把握や、地域と連携・協働した取組を推進します。

② 居場所づくりや生活支援の充実

【主な事業】

- 自立支援プログラム推進事業

一般就労に向けたインターンシップ事業や目的意識を持った求職活動等を実施し、また、地域の NPO 等各事業者と協力し、中間的就労や有償・無償のボランティア活動を行い、受給者の自尊感情の回復や居場所づくりに取組みます。

③ 自殺対策と生活困窮者自立支援制度との連動

【主な事業】

- 生活困窮者庁内連絡会議

自殺、生活困窮、その他の問題に関係各課が連携し、一体となって必要な専門窓口や関係機関に繋ぐ取組を推進します。

地域と行政が一丸となって、施策を進めるための主な取組			
項目	関連事業・取組み	内容	担当課・関係機関
①相談支援、人材育成の推進	経済的な問題の相談	生活困窮者自立支援法に基づく相談者支援を行う。	生活福祉事務所 生活相談支援センターくらしごと
	若者の就労支援	働くことに悩みを抱えている 15～39 歳の若者への様々な就労支援を行う。	商業労政課 くしる若者サポートステーション
	民生委員活動	地域で困難を抱えている人の身近な相談先となり、必要な支援に繋ぐ。	地域福祉課 民生委員児童委員協議会
	市税等の納付相談	市税・各種保険料(国保・介護・後期高齢)・保育料等の納付相談を通じて、必要な支援に繋ぐ。	納税課

	消費生活相談	消費生活相談をきっかけに、必要な支援に繋げ、包括的な問題解決を図る。	市民生活課
	住民運動推進	ふれあい相談センターへの補助金を交付することで、総合的な相談窓口の役割を果たすことに繋ぐ。	市民生活課
	包括的な相談支援システム構築 生活困窮者自立促進支援事業	生活困窮に陥っている方の状況の聞き取りを行い、必要な支援に繋ぐ。	生活福祉事務所
	生活保護	生活困窮者に対して、必要な生活費の給付を行い、最低限度の生活を保障するとともに自立を促す。	生活福祉事務所
	生活習慣病予防推進事業	健診結果説明を通じて、状況の聞き取りを行い、必要時支援に繋ぐ。	健康推進課
	国民年金事務	年金保険料の免除申請時等をきっかけに、必要な支援に繋げ、包括的な問題解決を図る。	医療年金課
	精神保健福祉支援プログラム	精神疾患患者等の日常生活自立支援を行う。	生活福祉事務所
②居場所づくりや生活支援の充実	中国残留邦人等生活支援給付	中国残留邦人等の自立支援を行う。	地域福祉課
	養護老人ホームへの入所支援	環境上の理由および経済的理由により、居宅での生活が困難な高齢者に対し、安心して生活することができる場を提供する。	介護高齢課
	福祉給付金支給	年金未受給である外国人高齢者及び障がい者の方々に対し、安定且つ自立した生活の支援を行う。	介護高齢課
	福祉金庫資金貸付事業	緊急かつ一時的に世帯の生計維持が困難となった状況を把握し支援に繋ぐ。	地域福祉課
	アイヌ住宅新築資金等貸付事業	アイヌ福祉増進のため土地住宅購入の際に必要な資金の貸付の相談を通じて、必要時支援に繋ぐ。	地域福祉課
	自立支援プログラム推進事業	生活保護者の孤立を防ぎ、社会との繋がりを維持するための支援を行う。	生活福祉事務所
	女性保護	自殺のリスクとなり得るDV被害者を支援する。	子ども支援課
	浮浪者・ホームレスに関する業務	浮浪者・ホームレスの保護、面接を通じて、必要な支援に繋ぐ。	地域福祉課
③自殺対策と生活困窮者自立支援制度との連動	市営住宅の入居者等支援	家賃の減免申請や納付相談をきっかけに、深刻な生活問題を発見した場合には、必要な支援に繋がるよう、関係機関の情報提供をする。	住宅課
	一時生活支援事業	住居が無く、一定水準以下の困窮者に対し、原則3ヵ月間に限り、宿泊場所の供与や衣食の供与等を実施する。	生活福祉事務所

重点施策2と関連し、「無職者・失業者対策」に関わる主な取組			
項目	関連事業・取り組み	内容	担当課・関係機関
失業者等に対する相談窓口の充実	保険料の減免	災害や失業等により保険料の納付が困難な場合、減免等の相談に応じ、必要時支援に繋ぐ。	国民健康保険課 介護高齢課
	医療費の減免	災害や失業等により自己負担分の医療費の納付が困難な場合、減免等の相談に応じ、必要時支援に繋ぐ。	国民健康保険課
職業的自立へ向け	臨時職員の雇用	新規高卒枠採用により、若者への就労を支援する。	職員課

た若者への支援の充実	介護人材確保育成支援事業	不足する介護人材を確保するため、未経験者に対し介護技術及び知識の付与を進めることにより、新たな人材の掘り起こしと人材育成を行う。	介護高齢課
	農業担い手確保対策事業	新規就農対策、農業担い手及び後継者対策等を行う。	農林課
	酪農ヘルパー利用推進事業	酪農ヘルパー利用組合に対する運営を補助し失業対策の充実を図る。	農林課
無職者・失業者の居場所づくり等の推進	季節労働者冬期間就労事業	季節労働者の冬期就労を支援する。	商業労政課
	女性求職者就労促進事業	女性の就労を支援する。	商業労政課
	地域通年雇用促進支援事業	季節労働者の通年雇用化を促進するための資格取得支援等を行う。	商業労政課
	観光振興イベント推進事業	阿寒湖温泉冬季スポーツ大会実行委員会に対する運営を補助し失業対策の充実を図る。	阿寒観光振興課

(3) 重点施策3：勤務・経営対策

施策の方向性

勤務問題による自殺リスクの低減に向けた相談体制を強化すると同時に、労働者の心の健康の保持及び生命身体の安全の確保を図る取組を推進します。

① 職場におけるメンタルヘルス対策の推進

【主な事業】

- ・関係者対象ゲートキーパー養成研修
自殺に関する問題解決への対応力の向上を図り、企業における自殺対策の理解を進めるため、関係者に対しゲートキーパー養成研修の実施に努めます。

② 過労自殺を含む過労死等の防止について

【主な事業】

- ・関係各課及び企業関係者と連携し、11月の過労死等防止啓発月間における普及啓発を推進します。

③ 長時間労働の是正

【主な事業】

- ・厚生労働省「働き方・休み方改善ポータルサイト」や、同じく「多様な人材活用で輝く企業応援サイト」等の普及啓発を推進します。

④ ハラスメント防止対策

【主な事業】

- ・職域におけるハラスメント対策の実施状況を地域の経済団体や関係部局と共有し、社会全般のハラスメント防止への意識、関心の涵養を図り、職場におけるハラスメント対策を推進します。

⑤ 経営者に対する相談事業の実施等

【主な事業】

- ・商工会、商工会議所等との連携し、「経営者保障等に関するガイドライン」の周知・普及を推進します。

地域と行政が一丸となって、施策を進めるための主な取組			
項目	関連事業・取り組み	内容	担当課・関係機関
①職場におけるメンタルヘルス対策の推進	教職員の健康管理	教職員に対する健康診断・メンタルヘルスチェックの機会を活用し、必要な場合は専門機関へ繋ぐ支援を行う。	学校教育課
	中小企業勤労者福祉共済事業	中小企業労働者への福利厚生による支援を行う。	商業労政課
⑤経営者に対する相談事業の実施等	中小企業金融対策	融資のあっせんにより、中小企業者等の金融円滑化を図る。	商業労政課
	経営サポート事業	経営に関する相談、企業経営の改善を支援する。	釧路商工会議所
	ビジネスサポートセンター事業	事業者の持つ「強み」を生かした具体的な提案と継続的な支援を行う。	商業労政課

5. その他の関連施策

震災等被災地対策			
項目	関連事業・取り組み	内容	担当課・関係機関
大規模災害被災者に対する支援対策の推進	被災者支援に係る業務	り災証明書の発行、被災により困難に陥った方の話を聴くことにより、困難な状況を把握し、支援に繋ぐ。	地域福祉課
	東日本大震災被災者就労促進支援	東日本大震災による被災者に対し、就労支援を行う。	商業労政課

自殺手段対策			
項目	関連事業・取り組み	内容	担当課・関係機関
過量服薬等の防止の取組	薬物乱用防止講座	外部講師を招き、薬物乱用防止講座を行う。	北陽高等学校
	重複・頻回受診者等訪問指導事業	重複・頻回受診者等訪問指導において、睡眠薬等の過量服薬による自殺リスクの軽減を図る。	国民健康保険課

みんなで繋ぐ

いろいろな悩みの相談先

【子どもや家庭のこと】

- 家庭児童相談
こども支援課 ☎31-4204
阿寒行政センター保健福祉課 ☎66-2120
- 若別行政センター保健福祉課 ☎01547-9-5252
- 釧路こども家庭支援センター ☎32-1150
- こども支援課 ☎31-4204
- 育児・健康相談
健康推進課 ☎31-4525
- 思春期相談ダイヤル
健康推進課 ☎31-4525
- 子育て相談
子育て支援拠点センター ☎65-9912
- 中部子育て支援拠点センター ☎38-5037
- 西部子育て支援拠点センター ☎65-6112
- 地域支援相談室 ☎44-3555
- 阿寒行政センター保健福祉課 ☎66-2120
- 児童相談所 ☎92-3717
- 障がい児の子育て相談 地域生活支援ネットワークサロン ☎44-5527

【心や体のこと】

- 健康相談
こころの健康相談
女性の健康
【アルコールやギャンブルのこと】
アルコール依存症の相談 釧路断酒会 ☎22-2662
北海道精神保健福祉センター ☎011-864-7000
- 【自死遺族の方へ】
家族と子どもケアサポートチーム ☎090-3396-1840

【福祉や介護のこと】

- 障がい者の総合相談
障がい者の虐待相談
成年後見制度相談
高齢者の総合相談
- 障がい福祉課 ☎31-4537 釧路市障がい者基幹相談支援センター ☎38-1181
- 釧路市障がい者虐待防止センター ☎25-3500
- 釧路市権利擁護成年後見センター ☎24-1201
- 介護高齢課 ☎31-4539
- 西部地区包括支援センター ☎55-2666 阿寒地域包括支援センター ☎66-1234
- アルコール地域包括支援センター ☎36-1233 音別地域包括支援センター ☎04157-9-5252
- 中部地域包括支援センター ☎24-1102
- 東部北地域包括支援センター ☎42-0600
- 東部南地域包括支援センター ☎42-8222

子ども

【いじめや不登校・学校のこと】

- 一般教育相談・メール相談
教育支援課 ☎23-5189
教育研究センター ☎42-3311
soudanin@kushiro.ed.jp
- 子ども専用フリーダイヤル
24時間いじめホットライン
教育相談電話
少年サポートセンター
子ども相談 110番
子どもの人権 110番
- 子ども相談支援センター ☎0120-388-256
教育支援課 ☎0120-783-228
教育研究センターふれあい教室 ☎42-3311
北海道警察本部 ☎0120-677-110
※携帯から 011-242-9000
釧路地方事務局 ☎0120-007-110

思春期

若者

【生活・職業・就労のこと】

- 生活相談
就労や暮らしの総合相談
労働問題一般相談
若者の就職相談
【消費生活・経済のこと】
法律相談
- 生活福祉事務所 ☎31-4543
釧路市生活相談支援総合センターくらしごと ☎65-1250
雇用労働相談所 ☎31-4522
くしろ若者サポートステーション ☎68-5102
- 市民協働推進課 ☎31-4504
法テラス釧路 ☎050-3383-5567
男女平等参画センター ☎65-1034
消費生活相談室 ☎24-3000
社会福祉協議会 ☎24-1686
- 【暴力等被害のこと】
DV相談
こども支援課 ☎31-4204
駆け込みシエルター釧路 ☎32-7704
配偶者暴力相談支援センター ☎41-1110
釧路被害者相談 ☎24-6002
北海道警察本部 ☎0120-677-110
- 被害者相談
女性のための被害者相談 北海道警察本部 ☎0120-677-110

【つらい気持ちを聴いて欲しい】

- 釧路家庭生活カウンセラーズ ☎24-7837
北海道いのちの電話 ☎011-231-0811

【身近に相談できる人】
民生委員・児童委員

働く世代

高齢者

【24時間いつでも相談】よりそいホットライン フリーダイヤル

0120-279-338

第4章 自殺対策の推進体制

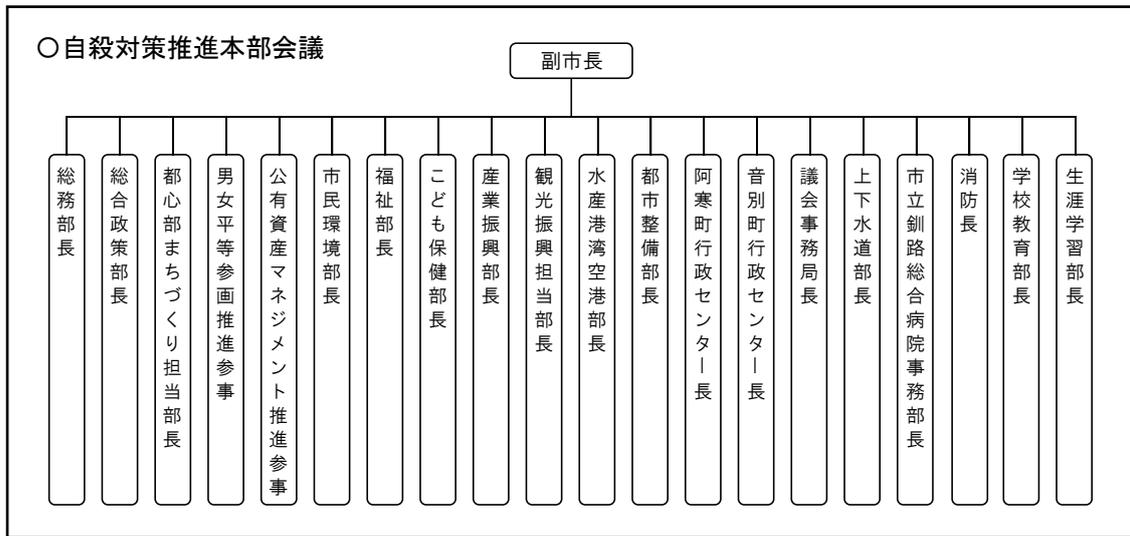
1. 市内の自殺対策の推進体制

自殺予防や対策について、市内の関係課等で情報共有を図りながら共通の認識を持ち、各事業に取り組むとともに、連携しながらこの計画の推進を図っていきます。

(1) 釧路市自殺対策推進本部会議

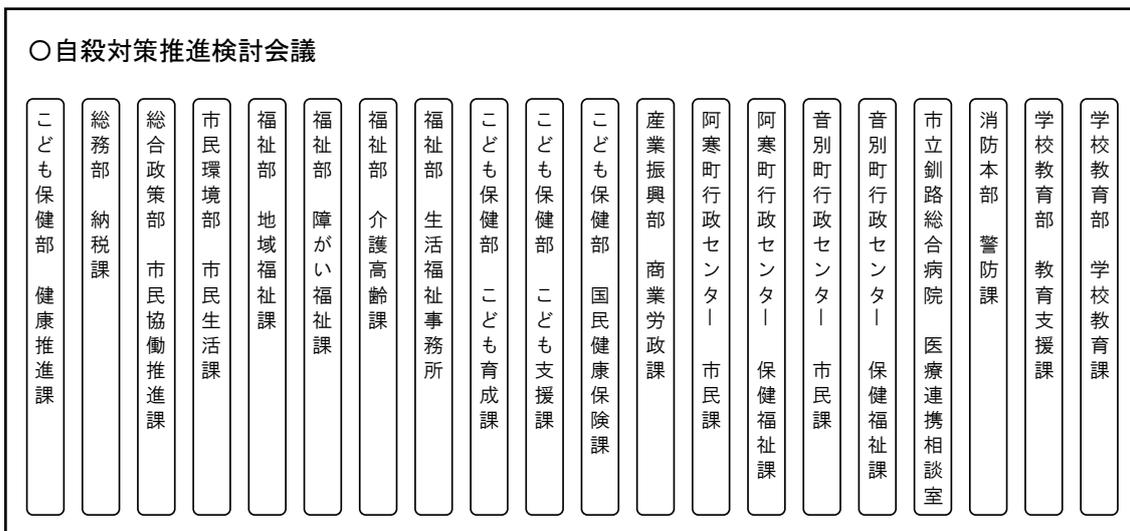
副市長が長を務め、自殺対策に関連の深い関係部の長で構成しています。

自殺対策を推進させるため、市内の横断的な体制を整えます。



(2) 釧路市自殺対策推進検討会議

自殺対策推進本部会議の下に位置付けられ、自殺対策計画の策定と計画に基づく自殺予防対策に関する施策の調整等を図ります。



釧路市自殺対策推進本部会議設置要綱

(設置)

第1条 自殺対策基本法第13条第2項の規定により策定する釧路市の自殺対策計画に関し協議し、全庁的にその推進を図るため、釧路市自殺対策推進本部会議（以下「本部会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 自殺対策計画の策定に関すること。
- (2) 自殺対策の推進に関すること。
- (3) その他必要とする事項。

(組織)

第3条 本部会議は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- (1) こども保健部を所管する副市長
- (2) 別表1に掲げる部長職

2 前項に規定する者のほか、本部会議に副市長が必要と認めた関係者を参画させることができる。

(本部会議の総括等)

第4条 副市長は、会議を総括し、本会議を主宰する。

(推進検討会議)

第5条 本部会議に第2条に掲げる所掌事項に係る総合的な調整を図るため、自殺対策推進検討会議（以下「検討会議」という。）を置くことができる。

2 検討会議は本部会議の指定事項及び会議に係る必要事項を協議する。

3 検討会議は、委員長、副委員長、委員をもって組織する。

4 委員長はこども保健部長、副委員長は健康推進課長をもって充てる。

5 委員は、健康推進課長及び各部の長が指名する者をもって充てる。

6 前項に規定する者のほか、検討会議に委員長が必要と認めた関係者を参画させることができる。

(意見聴取及び資料提出)

第6条 本部会議及び検討会議は、具体的調整を進めるに当たって必要があると認めるときは、関係各課から意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 本部会議の庶務は、こども保健部健康推進課健康づくり担当が処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部会議の組織運営に関し必要な事項は、副市長が定める。

附 則

(施行月日)

この要綱は、平成30年7月10日から施行する。

別表1

区 分	職 名
委 員	総務部長
	総合政策部長
	都心部まちづくり担当部長
	男女平等参画推進参事
	公有資産マネジメント推進参事
	市民環境部長
	福祉部長
	こども保健部長
	産業振興部長
	観光振興担当部長
	水産港湾空港部長
	都市整備部長
	阿寒町行政センター長
	音別町行政センター長
	議会事務局長
	上下水道部長
	市立釧路総合病院事務部長
	消防長
	学校教育部長
	生涯学習部長

2. 関係機関・団体との連携

自殺対策を推進するため、関係機関や関係団体等との連携を図り、地域における自殺対策を総合的かつ効果的に推進します。

(1) 釧路地域うつ・自殺予防対策ネットワーク会議

- ・目的

自殺予防対策に関する各機関の役割や活動等について情報交換を行い、自殺に関する地域の実態や課題を共有する。また、各関係機関の相互の連係と協力により、釧路地域全体における効果的な自殺予防対策の推進を図る。

- ・主催

北海道釧路総合振興局保健環境部行政室（釧路保健所）健康推進課

- ・参集範囲

釧路保健所管内の行政、医療、消防、警察、労働、教育、人権に関する各機関及び関係団体等で構成（内容により構成員を検討）する。

- ・内容及びプログラム

- ①自殺予防対策に係る情報交換、実態把握に関すること
- ②自殺予防対策に係る連携や、各機関における対策の推進に関すること
- ③自殺予防対策に必要な相談、研修等の充実、普及に関すること
- ④その他、自殺予防対策の推進に必要な事項

< 参 考 >

1. 自殺対策基本法

自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）

目次

第一章 総則（第一条—第十一条）

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）

第三章 基本的施策（第十五条—第二十二条）

第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

（都道府県及び市町村に対する交付金の交付）

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

（調査研究等の推進及び体制の整備）

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

（人材の確保等）

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

（心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等）

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵かん養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

（医療提供体制の整備）

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

「自殺総合対策大綱」（概要）

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

平成28年の自殺対策基本法の改正や我が国の自殺の実態を踏まえ抜本的に見直し

第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

- 自殺対策は、社会における「**生きることの阻害要因**」を減らし、「**生きることの促進要因**」を増やすことを通じて、**社会全体の自殺リスクを低下**させる

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- 自殺は、その多くが追いつけられなかった末の死である
- 年間自殺者数は減少傾向にあるが、**非常事態はいまだ続いている**
- 地域レベルの実践的な取組を**PDCAサイクルを通じて推進**する

第3 自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. **地域レベルの実践的な取組への支援を強化**する
2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な**精神保健医療福祉サービス**を受けられるようにする
7. **社会全体の自殺リスクを低下**させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. **子ども・若者の自殺対策を更に推進**する
12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する

第5 自殺対策の数値目標

- 先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、**平成38年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少**
(平成27年18.5 ⇒ 13.0以下)

(WHO: 仏15.1(2013)、米13.4(2014)、独12.6(2014)、
加11.3(2012)、英7.5(2013)、伊7.2(2012))

第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における**計画的な自殺対策の推進**
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

3. 策定経過

開催日	会議等	主な議題
2018. 7. 10	第1回 釧路市自殺対策推進本部会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 釧路市自殺対策推進本部会議設置について ・ 計画概要について ・ 策定体制及び策定スケジュールについて ・ 釧路市自殺対策推進検討会議について
2018. 7. 24	第1回 釧路市自殺対策推進検討会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画概要について ・ 策定体制及び策定スケジュールについて ・ 策定に係る作業内容について
2018. 8. 30	釧路市生きることの包括的支援としての自殺対策計画策定合同研修会	対象 <ul style="list-style-type: none"> ・ 釧路市自殺対策推進検討会議関係課職員 ・ 釧路地域うつ・自殺予防対策ネットワーク構成機関 ・ 釧路市健康推進課関係団体 講師 <ul style="list-style-type: none"> ・ 青森県立保健大学大学院 社会的包摂・セーフティプロモーション研究室 教授 反町吉秀氏 ・ (一社) 北海道セーフティネット協議会 事務局長 高橋 信也氏
2018. 10. 26	第2回 釧路市自殺対策推進検討会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 活用事業の調査結果について ・ 民間団体との協力について ・ 今後のスケジュールについて
2018. 11. 8	釧路市自殺対策計画市民会議	対象 <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉、保健、教育、商業、人権等に関わる地域関係者 内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の進捗状況について ・ 各団体の活動紹介 ・ 計画に関連する釧路市及び各団連携について ・ 今後のスケジュールについて
2018. 11. 28	第2回 釧路市自殺対策推進本部会議	素案について
2018. 12. 17 ～ 2019. 1. 15	パブリックコメント	

4. 自殺対策計画市民会議参集団体（2018年11月8日時点）

（順不同・敬称略）

	団 体 名
1	釧路市社会福祉協議会
2	地域生活支援センター・ハート釧路
3	釧路家庭生活カウンセラークラブ
4	釧路断酒会
5	北海道セーフティネット協議会
6	釧路市生活相談支援センターくらしごと
7	くしろ若者サポートステーション
8	健康くしろサポータークラブ
9	釧路市連合町内会
10	釧路地区保護司会
11	釧路保護司会連合会
12	釧路更生保護女性会
13	釧路市民生委員児童委員協議会
14	釧路市ボランティア連絡協議会
15	釧路BBS会
16	釧路市PTA連合会
17	釧路市女性団体連絡協議会
18	国際ソロプチミストS I 釧路
19	国際ソロプチミスト釧路アミティ
20	北海道薬物乱用防止指導員釧路地区協議会
21	釧路市障がい者基幹相談支援センター
22	釧路市男女平等参画センター
23	釧路商工会議所
24	釧路市老人クラブ連合会

釧路市自殺対策計画

～ 誰も自殺に追い込まれることのない

釧路市の実現を目指して ～

2019年3月

釧路市

〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地

URL : <http://www.city.kushiro.lg.jp/>

【計画策定事務局】釧路市こども保健部健康推進課

〒085-0018 釧路市黒金町8丁目2番地

釧路市役所防災庁舎4階

電話 0154(31)4525 / FAX0154(31)4601

E-mail : ke-kenkou@city.kushiro.lg.jp
